

兵庫県公報

平成19年10月12日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第66号）
兵庫県立丹波並木道中央公園を設置することに伴い、使用料に係る県立都市公園の区分について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第66号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1乙号の項及び別表第2乙地の項中「兵庫県立三木総合防災公園」を「兵庫県立三木総合防災公園
兵庫県立丹波並木道中央公園」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月14日から施行する。